愛労発基 0220 第 8 号 令和 2 年 2 月 20 日

(一社) 愛知労働基準協会 会長 殿 地区労働基準協会 会長 殿

愛知労働局長

個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の 評価に関するガイドラインの策定について

労働行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第8号)及び作業環境測定基準等の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第18号)が和2年1月27日に公布及び告示され、令和3年4月1日から個人サンプリング法による作業環境測定が選択的に実施できることとなります。

個人サンプリング法による作業環境測定においては、従来の作業環境測定と異なる部分もあることから、個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価の適切な実施を図るため、今般、別添1のとおり「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」を策定したところです。

貴団体におかれては、会員事業者に対し、本ガイドラインを周知いただき ますようお願い申し上げます。